



就労継続支援B型事業所

Leaf 静岡 B型

Leaf 静岡は、静岡市にある就労継続支援B型事業所です。障害者総合支援法に基づき、障がい者の就労支援をお手伝いさせていただいております。

障がい者およびそのご家族に対して、住み慣れた地域で自立した生活のできる社会の実現のため、地域に密着して障害者福祉に従事しております。



株式会社
Leaf

【就労継続支援 B型事業所】

● Leaf 静岡 B型

〒421-0113
静岡市駿河区下川原3丁目35-29
1階

TEL : 054-292-6626
FAX : 054-292-6627



株式会社

Leaf

就労継続支援 B型事業所





株式会社 L e a f

理 念

ひとりひとりの豊かな人間観の実現

行動指針（毎日の心構え）

- 1) 相手の目を見て元気よく挨拶をする・返事をする
- 2) 就労意識を持ち責任を持った作業に取り組む
- 3) 解らない事や困った事は自分から職員に聞く

報告・連絡・相談

今日も一日元気に安全に頑張りましょう

◎工賃について

1時間400円を基本工賃とします。
(※その他、評価により一時金の支給あり。)



◎送迎について

駿河区全域・葵区【羽鳥・籠上・平和・昭府・大岩・城東町・安東・千代田・その他静岡駅南口など…片道30分圏内】

(※清水区の方で、静岡駅・安倍川駅までこられる方は実費分交通費支給)

まずはお気軽にご相談くださいませ(^^♪



就労継続支援B型事業所とは？

通常の事業所に雇用されることが困難な方に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する事業所のことです。



●～就労継続支援B型対象者～●

- ・一般企業等において雇用契約に基づいて就労することが困難なものであって
- ・利用開始時65歳未満の方
- ・障害者手帳をお持ちの方
- ・自立支援医療受給者の方

●～ご利用の流れ～●

B型事業所の選考を受ける

市区町村窓口で利用申請をする

見学体験利用

申
請

計画相談

認定調査

サービス等
利用計画案提出

受給者証発行

サービス利用

●～ご利用料金～●

世帯収入状況	負担上限額
市区町村民税非課税世帯 (おおむね年収300万未満)	0円
市区町村民税非課税世帯 (おおむね年収600万未満)	9,300円
上記以外	37,200円

昼食代：190円／食

※8種類からお選び頂けます。
※熱々の状態でご提供します。

